

【民主にいがた 案】

政治倫理の確立に関する決議（案）

このたびの国政選挙は、政治倫理が厳しく問われる中で実施されたところであるが、この選挙において現職議員が公職選挙法違反で逮捕、起訴されるという不祥事が発生した。

このような事態は、県議会の名誉と権威を著しく傷つけ、県議会に対する県民の信頼を失わせたものであり、きわめて遺憾である。

我々は、この事件を議員個人の不祥事としてとどめることなく、県議会としてこれを真摯に受け止めなければならない。

よって本県議会は、すべての議員が県民の厳粛なる信託により県政に携わる権能と責務を有することを深く認識するとともに、自らの行動を厳しく律し、今後、政治倫理の確立と議会の信頼回復に努めていく決意であることをここに表明する。

以上、決議する。

平成19年9月25日

新潟県議会